

令和6年度一般会計歳出 第6款2項2目 保育・教育施設運営費12節 電算処理事務委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 こども青少年局 保育・教育認定課 担当者名 田中 秀弥 電話 045-671-0259
------	------	-----	--

設 計 書

1 委託名 コンビニエンス・ストア及びスマホ決済における保育料等収納事務委託2 履行場所 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル10階 こども青少年局保育・教育認定課 他3 履行期間 期間 令和6年4月1日 から 令和9年5月31日 まで4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現場説明 不要
要(月 日 時 分 場所)7 委託概要
受託者が契約する各コンビニエンス・ストアの店舗で収納された保育料等
及び受託者が契約するスマホ決済事業者に納付が委託された保育料等をとり
まとめ、支払予定日別に集計のうえ、期日までに本市へ払い込みます。
また、コンビニ各店舗でバーコードにより読み取った収納データ及びスマホ
決済事業者から提供された収納データを、速報データ、確報データ、あるいは
速報取消データという形式で、期日までに本市へ提供します。

9 各年度における支払予定額内訳

年度	支払予定額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和 6 年度	
令和 7 年度	
令和 8 年度	
令和 9 年度	

9 部 分 払

 する (12回以内) しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	单 価	金 額
1 基本使用料	毎月	12	件		
2 収納取扱手数料		(40,000)	件		
計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳 書

名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 価 (円)	金 頓 (円)	摘要
1 基本使用料		12	件		
2 収納取扱手数料		(40,000)	件		
合計金額					
消費税及び 地方消費税相当額					
委託代金額					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

業 務 仕 様 書

- 1 委託業務名
コンビニエンス・ストア及びスマホ決済における保育料等収納事務委託
- 2 履行期間
令和6年4月1日から令和9年5月31日まで
- 3 履行場所
横浜市中区尾上町1－8 関内新井ビル10階 横浜市こども青少年局保育・教育認定課 他

- 4 用語の定義
この仕様書で使用する用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 受託者
コンビニエンス・ストア（以下、「コンビニ」という。）店舗及びスマホ決済における保育料等収納事務を受任する、令和6年4月1日施行の改正地方自治法（以下、改正地方自治法という。）第243条の二に基づく指定公金事務取扱者をいう。
 - (2) 指定口座
市が指定する金融機関の口座をいう。

- 5 業務内容
 - (1) 取扱う納付書について
市発行の保育所保育料、市立保育所延長保育負担金、市立保育所食事提供費の納付書とする。
 - (2) 取扱いデータの仕様について
データの仕様は、G S 1 - 1 2 8とする。
なお、受託者は、自社で契約する各コンビニ店舗でバーコードを読み取り作成する収納データ及び自社で契約するスマホ決済事業者から提供される収納データについて、速報データ、確報データ、あるいは速報取消データの形式で、期日までに市に提供すること。
また、受託者は委託業務開始までに収納データを支障なく市へ提供することが出来るよう、予めソフトウェアの改修等を完了しておかなければならない。
 - (3) 市への入金方法
受託者は、各コンビニ店舗において、保護者が持参した納付書により、当該収納金のバーコード情報を読み取り、併せて収納金を收受した後、コンビニ本部でバーコード情報と照合確認が行われた収納金について、期日までに指定口座に入金し、入金確認表または、科目別・区分・支払予定日別の集計を行うためのデータ等を市に提出すること。同様に、スマホ決済事業者を通じて納付された収納金について、バーコード情報と照合確認の上、期日までに指定口座に入金し、入金確認表または、科目別・区分・支払予定日別の集計を行うためのデータ等を市に提出すること。

- (4) 取扱いコンビニチェーン
取扱いコンビニチェーンについては、市指定の下記のコンビニを基本とし、取扱チェーンの追加は可とする。

<取扱いコンビニチェーン（16 チェーン）>
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ローソン・スリーエフ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、マルチメディアキオスク（MMK）設置店

(5) 取扱いスマホ決済サービス

取扱いスマホ決済サービスについては、下記のサービスを使用可能とすること。

<取扱いスマホ決済サービス>

PayPay 請求書払い、楽天ペイ（請求書払い）、d払い請求書払い、au PAY（請求書払い）
銀行Pay（ゆうちょPay等）

6 主任担当者

(1) 市及び受託者は、委託業務を主として担当する職員（以下、「主任担当者」という）を定め、相互に通知しなければならない。

(2) 委託業務の作業全般に関わる連絡は、当該主任担当者間で行うものとする。

7 支給品及び貸与品

(1) 支給品 なし

(2) 貸与品 なし

8 契約目的物納入の内訳

品 名	数量（予定）	納 入 時 期	納 入 場 所
(1) 保育料等収納データ	126, 700 件 (履行期間総計)	毎日	本市会計室の委託する事業者
(2) 収納金	—	月 6 回以上	横浜銀行市庁支店 種別・口座番号・口座名義は別途指定
(3) 入金確認表 又は 集計用データ等	—	入金日の 1 開庁日前	こども青少年局 保育・教育認定課
(4) 作業計画書	1 式	委託業務開始日までに納入	

（参考）収納取扱手数料（保育料等収納データ）概算数量内訳

年度	数量（予定）
令和6年度～令和8年度	各 40, 000 件
令和9年度（4月1日～5月31日）※	6, 700 件

※令和8年度発行納付書収納分

9 作業場及び成果品の検査

委託者は、改正地方自治法第243条の二に基づき、受託者に対して検査を行う。

なお、検査日時、場所、方法については、別途定める。

10 部分払の方法

(1) 委託代金内訳に掲げる契約目的物の単価に数量を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額を支払う。その金額に1円未満の端数が生じたときは、各項目においてその端数を切り捨てるものとする。

(2) 保育料等収納データについては、各月末までに「確報データ」の引渡しが完了した分に対して、該当分入金後に支払うものとし、「速報データ」及び「速報取消データ」は請求件数には含まないものとする。

11 個人情報保護上の留意事項

委託業務に係る個人情報の保護について、受託者は次の対策を講じることとする。

- (1) 受託者は、収納事務の各種データ（帳票類及び電磁的記録）について、取扱いに際しては最大限の注意を払い、紛失、毀損、盗難又は目的外利用が起こらないように、厳重に管理すること。
- (2) 受託者は、委託業務履行場所及び収納データ保管場所への入退室管理、防災防犯対策を適正に行うこと。
- (3) 受託者は、市が認める場合を除き、収納事務の各種データを第三者に提供したり、複写又は複製したりしてはならない。

12 特記事項

- (1) 委託業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、下記に定める約款等の内容を遵守し、適切に運用を行うものとする。

- ・ 「委託契約約款」
- ・ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」
- ・ 「個人情報取扱特記事項」
- ・ 「コンビニエンス・ストア及びスマート決済における保育料等収納事務委託契約に関する特約約款」
- ・ 「取扱要領」

- (2) その他

受託者は、令和9年度（4月1日から5月31日まで）においては令和8年度中に発行した納付書の収納分の収納代行業務を行うものとする（コンビニ店舗及びスマート決済での納付書の取扱期限は令和9年4月30日）。

- (3) 法令等改正への対応

今後改正予定の政令及び総務省令等により、本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかるわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行について従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならぬ。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。
- (設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

- 履行の内容の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書の変更)
- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (代替方法等の提案)
- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。
- (契約の履行の一時中止)
- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止せなければならぬ。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の延長)
- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の短縮等)
- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の変更の方法)
- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。
- (契約代金額等の変更の方法)
- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。
- (賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)
- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に關し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

- 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならぬ。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

- 第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

- 第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
(前払)

- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは從事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならぬ。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならぬ。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならぬ。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金にお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の

委託者が定める。

2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全部署その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件事務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

コンビニエンス・ストア及びスマホ決済における 保育料等収納事務委託契約に関する特約約款

この特約約款（以下「特約約款」という。）は、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の特約条項として、横浜市（以下「委託者」という。）と受託者の横浜市保育料等（保育所保育料、市立保育所延長保育負担金、市立保育所食事提供費を指す。以下「保育料等」という。）の収納事務委託に関して、必要な事項を定めるものである。

（総 則）

- 第1条 委託者は、令和6年4月1日から施行される改正地方自治法（以下「改正地方自治法」という。）第243条の二の規定に基づき保育料等の収納事務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者は、受託者が別途コンビニエンス・ストアの経営母体（以下「コンビニ」という。）及び事業者と締結した契約に基づき、保育料等の収納事務を行うものとする。
- 3 受託者は、保育料等の収納事務を履行するにあたり、改正地方自治法、委託契約約款、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項、個人情報取扱特記事項その他関係法令を遵守するものとする。
- 4 受託者は、この特約約款に定める事項のほか、仕様書、設計書及び取扱要領（以下、「仕様書等」という。）に従い、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって収納事務を履行するものとする。
- 5 受託者は、前項に基づきコンビニ及び事業者での保育料等の収納事務に関して、指導・監督義務を負うものとする。

（収納事務の内容）

第2条 受託者は、委託者の委託を受け保育料等に関し次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 委託者が発行するバーコード付納付書（以下「納付書」という。）に基づく保育料等の収納。
- (2) コンビニの直営店及びコンビニとフランチャイズ契約を締結している加盟店（以下、「フランチャイズ加盟店」という。ただし、コンビニがエリアフランチャイザーとエリアフランチャイズ契約を締結している場合は、そのエリアフランチャイザーの直営店及びそのエリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店を「フランチャイズ加盟店」に含むものとする。さらに直営店とフランチャイズ加盟店の両者をあわせて「取扱店」という。）及びスマホ決済で収納した全ての保育料等の収受と委託者への確実かつ迅速な払い込み。
- (3) 納付書に記載されたバーコードを判読した結果に基づく保育料等の収納情報の収受と委託者への提供。また、委託者から求めがあった場合の速やかな報告。
- (4) その他上記事務に付帯する事務。

（収納情報等の保管と廃棄）

第3条 受託者は、コンビニに対し、保育料等を収納した時に受け取った納付済通知書を収納日ごとに整理し、領収印の日付の属する年度を含めて6年間以上保存するよう別途受託者とコンビニとの間で取り決めるものとする。

- 2 受託者は、コンビニに対し、保育料等を収納したときに受け取った原符を収納日ごとに整理し、取扱店において、領収印の日付の属する月を含めて3か月間以上保存するよう別途受託者とコンビニとの間で取り決めるものとする。
- 3 受託者は、保育料等に関する収納情報を別途仕様書等に示す期間保管する。
- 4 受託者は、保管期間が満了した収納情報等を廃棄しようとするときは、切断、溶解、消磁等の手段によって処分しなければならない。

なお、同様の取り決めを別途受託者とコンビニとの間で取り決めるものとする。

第4条 受託者は、保育料等の収納について、その納付事務に関する事項を帳簿に記載し、これを領収日の属する年度を含めて6年間以上保存するものとする。

(委託料の支払い)

第5条 収納事務の委託料は、1月ごとに計算するものとし、その額は内訳書に定める額とする。

- 2 受託者は、毎月15日までに、前月分の委託料を委託者が指定する方法により請求するものとする。この場合、受託者は明細書を添付するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により委託料の請求を受けたときは、検査確認を行った後、遅滞なく委託料を受託者に支払うものとする。
- 4 コンビニに係る費用は、受託者がコンビニに支払うものとする。
なお、受託者とコンビニとの間で生じた費用については、別途受託者とコンビニとの間で取り決め委託者は一切負担しない。
- 5 スマホ決済に係る費用は、受託者が事業者に支払うものとする。
なお、受託者と事業者との間で生じた費用については、別途受託者と事業者との間で取り決め、委託者は一切負担しない。

(収納事務に関する検査及び報告)

第6条 委託者は、改正地方自治法第243条の二に基づき、受託者に対して検査を行う。

なお、検査日時、場所、方法については別途定める。

- 2 委託者は、契約期間中、隨時必要と認めたときに、受託者に対して、収納事務の履行状況について報告を求めることができる。
- 3 前2項の場合において、委託者の請求があったときは、受託者は関係書類等を委託者に提出しなければならない。また受託者は、委託者による検査に対しては、コンビニ及び事業者と協力して応じるものとする。
- 4 コンビニ及び事業者での収納事務において、個人情報保護対策または収納金取扱い等に関する疑義が生じた場合には、委託者は受託者に対し書面等による報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 受託者は、委託者が認める場合を除き、収納事務の遂行に際し、直接又は間接に知り得た資料、情報等一切の事項を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約の期間が満了又は本契約が解除された後においても同様とする。
- 3 受託者はコンビニ及び事業者との間において本条第1項及び第2項と同様の秘密保持を別途取り決

めるものとする。

(遵守義務事項)

第8条 受託者は、収納事務の各種データを善良なる管理者の注意のもとに保管するものとする。

- 2 受託者は、電子計算機により処理する個人情報について、取扱には最大の注意を払わなければならぬ。
- 3 受託者は、収納事務に必要な情報の記録は、委託者が認める場合を除き、他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 4 受託者は、収納事務に必要な情報の記録は、委託者が認める場合を除き、複写または複製してはならない。
- 5 受託者は、収納情報等の保管及び運搬にあたっては紛失、棄損、盗難又は他目的利用が起こらないよう措置された保管場所又は格納庫等で管理し、事故防止を図らなければならない。

(事故発生等の報告)

第9条 受託者は、収納事務の履行にあたって事故が発生したときは、直ちに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 コンビニ及びスマホ決済で事故等が発生した時は、直ちに受託者に報告し、対応を協議する旨、別途受託者とコンビニ及び受託者と事業者との間で取り決めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受託者は、収納事務に基づき生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。

(再委託)

第11条 受託者は、収納事務の履行にあたり、契約の履行のいかなる部分についても、コンビニ、その取扱店及び事業者を除く第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、改正地方自治法第243条の二の5及び6に基づく再委託及び再々委託の場合又はあらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により第三者に委託し、又は請け負わせる場合には再委託及び再々委託した事務に伴う第三者（以下「再委託者等」という。）の行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、第1項ただし書の規定により第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者が本契約の規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再委託者等と約定しなければならない。

(苦情・照会等への対応)

第12条 納付者から受託者、コンビニ又は事業者に対し保育料等の内容について苦情・照会等の申し出があった場合には、受託者は委託者の担当部署に報告し、納付者に対する一切の折衝は委託者が直接行うものとする。

- 2 納付者から委託者又は受託者に対し取扱店における収納事務について苦情・照会等の申し出があった場合には、受託者はコンビニの担当部署に報告し、コンビニに善処を促すものとする。
- 3 納付者から委託者又は受託者に対しスマホ決済における収納事務について苦情・照会等の申し出があった場合には、受託者は事業者の担当部署に報告し、事業者に善処を促すものとする。

(損害賠償責任)

第13条 受託者が、収納事務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償する。

- 2 コンビニ、取扱店又は事業者の責に帰すべき事由により委託者又は納付者に生じた損害についてはコンビニ又は事業者がその損害を賠償する旨別途受託者とコンビニ及び受託者と事業者との間で取り決める。

なお、この場合、委託者と受託者が協力してコンビニ又は事業者に対して求償するものとする。

(免責事項)

第14条 受託者は取扱う保育料等の内容については責任を負わないものとする。

- 2 委託者と保育料等の納付者との間の債権債務及び納付書の記載事項に基づく紛議については、委託者の責任において処理し、受託者は責任を負わないものとする。
- 3 委託者の納付書誤作成等、委託者の責に帰すべき事由により生じた損害については、委託者の責任において処理し、受託者は責任を負わないものとする。

(履行遅滞の場合の損害金)

第15条 取扱店に入金された保育料等とそのデータに関しては、いかなる状況においても、その全てを横浜市まで到達させることを、別途受託者、コンビニ及び事業者との間で取り決めるものとする。

- 2 受託者は、収納した保育料等を指定期日内に委託者の指定のとおり払い込むことができない場合は遅延日数に応じ、その収納金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合を乗じて得た額を損害金として委託者に納付しなければならない。ただし、委託者が止むを得ない理由があると認めたときは、これを免除することができる。

(解約)

第16条 委託者又は受託者は、本契約を解約するときは、3か月前までに契約終了の日を定めて書面をもって通知しなければならない。

- 2 本契約が終了した時、委託者は本契約に基づいて発行される納付書の発行を中止する。
- 3 本契約の終了時点で完結していない事務及び本契約が終了後に、取扱店が納付書に基づき収納した保育料等については、受託者は当該収納金引渡し事務完了まで事務を遂行する。

(解除)

第17条 委託者及び受託者は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しない場合、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないとき、書面による通告をもって本契約を解除することができる。

- 2 委託者又は受託者が本契約を履行することが困難になったときは協議の上契約を解除することができる。
- 3 委託者及び受託者は、相手方に下記の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何ら催告することなく相手方に対する一方的な通告をもって直ちに本契約を解除あるいは解約することができるものとする。
 - (1) 支払の停止又は差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 任意整理に着手したとき。
 - (3) 銀行及び手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
 - (6) 廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行なったとき。
 - (7) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 4 前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとする。また、相手方が直ちに本契約を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により、委託者が本契約を解除した場合において、受託者に生じた損失があっても委託者はこれを一切補償しないものとする。

(契約期間満了等に伴う事務引継ぎ)

第18条 受託者は、契約の期間を満了したとき、又は本契約が解約若しくは解除されたとき（以下「期間満了等」という。）は、期間満了等以前に取扱店で収納した保育料等のうち第2条第1項第2号から第4号までの事務を完了していない保育料等について、委託者と受託者が協議のうえ、直ちに収納事務に関するすべてを委託者又は委託者の指定する者に引き継がなければならない。

(受託証明書)

第19条 委託者は、保育料等の収納事務の受託を証する受託証明書を発行し、受託者はこれを受領するものとする。

- 2 受託者はコンビニに対し、保育料等の収納実施コンビニであることを証する証明書を発行するものとする。なお、この証明書の内容は委託者が受託者に発行する受託証明書の内容に準ずるものとする。

(協議)

第20条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）の定めによるほか、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

第21条 今後改正予定の政令及び総務省令等により、本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

取 扱 要 領

— コンビニ収納及びスマホ決済における収納事務およびデータ取扱について —

横浜市

本取扱要領の適用

- ・本取扱要領は令和 6 年 4 月 1 日より適用とする。

取扱コンビニおよび収納事務

用語の定義

- ・本取扱要領で用いる用語は特に定義が無い場合「コンビニエンス・ストア及びスマホ決済における保育料等収納事務委託契約に関する特約約款」で用いる用語と同じ意味とする。

収納実施場所

- (1) コンビニ収納の場合は、コンビニの直営店及びコンビニとフランチャイズ契約を締結している加盟店（以下「フランチャイズ加盟店」ととする）。
ただし、コンビニがエリアフランチャイザーとエリアフランチャイズ契約を締結している場合は、そのエリアフランチャイザーの直営店及びそのエリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店を「フランチャイズ加盟店」に含めるものとする。
なお、直営店およびフランチャイズ加盟店をあわせて「取扱店」とする。
- (2) スマホ決済の場合は、保護者が保育料等納付のためにアプリを操作した場所。

収納実施コンビニ

- ・収納代行業者が契約を締結するコンビニは、業務仕様書にて指定したコンビニを必須とする。
- ・収納代行業者が新たなコンビニと料金収納事務の委託契約を締結するときは、速やかに横浜市に通知し、承諾を得るものとする。
- ・収納代行業者は提携するコンビニとの契約の維持に努めるものとする。また、その変更が本契約に影響を与えるときは、収納代行業者は速やかに横浜市に通知し、承諾を得るものとする。
- ・収納代行業者は、提携するコンビニの経営状況の情報収集を常時行うことによりコンビニの信用状況を監視し、破綻等の懸念が高まった場合は契約を打ち切る等の措置をとるものとする。
- ・横浜市は、特定コンビニにおける取扱を取りやめるよう収納代行業者へ求めることができる。その場合、横浜市と収納代行業者はコンビニとの契約変更について事前協議するものとする。
- ・収納代行業者は、提携するコンビニの店舗数（全国・横浜市内）および格付・評点について、年1回（4月）報告を行うものとする。

取扱店における収納事務

- ・取扱店は、保育料等を収納したときは、納付書所定欄に当該取扱店の領収を証する印（以下「領収印」とする。）を鮮明に押印し、領収書を納付者に交付する。
- ・取扱店は納付書に誤って領収印を押印した場合等又は押印した領収印を取り消す必要が生じたときは、当該納付書のその領収印が無効であることを示す措置を施し、納付者に返却するものとする。
- ・取扱店は、保育料等の領収時に、納付書の領収書には収入印紙を貼付しない。
- ・取扱店において取扱う納付書は、横浜市が発行した納付書に限るものとする。ただし、次の各号の掲げるものは取扱わないものとする。
 - (1) 受入済通知書にバーコードの印字がないもの
 - (2) バーコードの読み取りが不可能なもの
 - (3) 金額、その他の事項が訂正又は改ざんされているもの
- ・取扱店における保育料等の収納は、原則、現金によるものに限る。

契約するスマホ決済事業者

- ・収納代行業者は、業務仕様書にて指定したスマホ決済アプリ（以下「アプリ」とする。）を必ず使用可能とする。
- ・収納代行業者が新たな事業者と料金収納事務の委託契約を締結するときは、速やかに横浜市に通知し、承諾を得るものとする。
- ・収納代行業者は提携する事業者との契約の維持に努めるものとする。また、その変更が本契約に影響を与えるときは、収納代行業者は速やかに横浜市に通知し、承諾を得るものとする。
- ・収納代行業者は、契約する事業者の経営状況の情報収集を常時行うことによりアプリの信用状況を監視し、破綻等の懸念が高まった場合は契約を打ち切る等の措置をとるものとする。
- ・横浜市は、特定のアプリにおける取扱を取りやめるよう収納代行業者へ求めることができる。その場合、横浜市と収納代行業者は事業者との契約変更について事前協議するものとする。
- ・収納代行業者は、提携するアプリの数について、年1回（4月）報告を行うものとする。

スマホ決済における収納事務

スマホ決済において取扱う納付書は、横浜市が発行した納付書に限るものとする。ただし、次の各号の掲げるものは取扱わないものとする。

- (1) 受入済通知書にバーコードの印字がないもの
- (2) バーコードの読み取りが不可能なもの

各種データ等の保存年限

- ・原符は、各コンビニ店舗で、領収日ごとに取りまとめたうえ、3か月以上保管すること。
- ・受入済通知書は、各コンビニ本部で、領収日ごとに取りまとめたうえ、領収日の属する年度を含め6年以上保管すること。
- ・確報データは、受託者の業務履行場所にて、領収日の属する年度を含め6年以上保管すること。
- ・受託者は、保育料等の収納について、その納付事務に関する事項を帳簿に記載し、これを領収日の属する年度を含めて6年間以上保存するものとする。

印影の届出

- ・収納代行業者は収納を実施するコンビニエンス・ストア本部より、各店舗で使用する領収印のひな形となる印影を変更した旨の連絡を受けた場合、その都度横浜市へ届け出るものとする。

作業計画書の策定

- ・収納代行業者は、収納事務の実施にあたり、次のとおり作業計画を策定する。
 - (1) 横浜市への確報データ配信及びコンビニ・スマホ決済で収納した保育料等（以下「収納金」という。）の入金の日程について、暦月毎の作業計画書を作成する。
- ・履行期間各年の4月1日までに、当該年度（4月1日から3月31日まで〔令和9年度は4月1日から5月31日まで〕）の作業計画書を横浜市へ提出して承認を得るものとする。
- ・作業計画書の作成に当たり、次の各号の基準に従う。

- (1) 横浜市開庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び1月1日から3日を除く毎日とする。
 - (2) 速報のとりまとめ期間は、横浜市および収納代行業者で決めた単位とする。
 - (3) 収納代行業者から横浜市への速報送付日は、前号の期間に基づき決めた単位の翌日とする。
 - (4) 確報及び速報取消のとりまとめ期間は、横浜市および収納代行業者で決めた単位とする。
 - (5) 収納代行業者から横浜市への確報及び速報取消送付日は、両者協議して定めるものとする。
 - (6) 収納代行業者から横浜市への速報、確報及び速報取消情報送付時間帯は、両者協議して定めるものとする。
 - (7) 収納代行業者から横浜市への収納金払込日は、両者協議して定めるものとする。
- ・作業計画を変更しようとする場合、変更月の前月20日までに相手方に通知し承諾を得るものとする。

確報データ配信及び収納金入金の基本ルール

・確報データ配信の基本ルール

- (1) コンビニ及び事業者は、確報締め日（5日毎の最終収納日。該当月の5、10、15、20、25、末日を指す。）翌日を起算日として4営業日までに、収納代行業者へ確報データを配信すること。
- (2) コンビニによって収納代行業者が確報データを取得できる日数が異なるが、収納代行業者は、コンビニから確報を取得した当日に横浜市向け確報データを作成し配信すること。また、それについて横浜市と協議の上決定すること。
- (3) 収納代行業者は、確報データの「支払予定日」欄に、対応する「入金予定日」をセットすること。

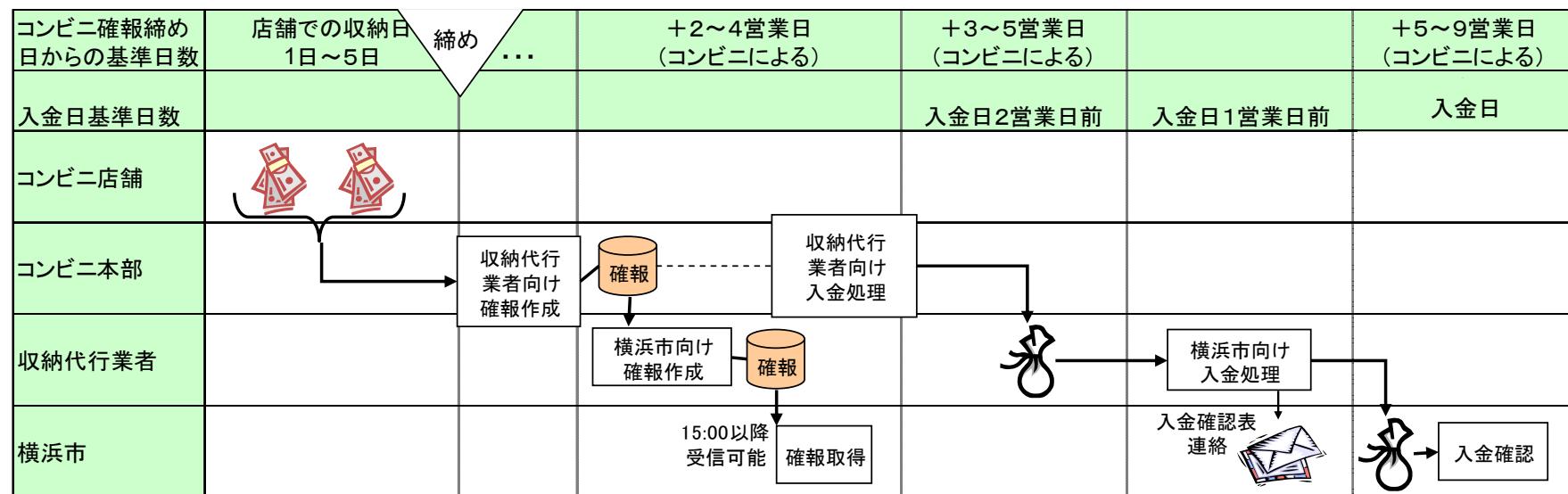
・収納金入金の基本ルール

- (1) コンビニ及び事業者は、収納代行業者へ確報配信済みの収納金について、コンビニ及び事業者側確報締め日翌日を起算日として5

営業日までに、収納代行業者へ入金すること。

- (2) 収納代行業者は、コンビニ及び事業者から入金された収納金について、その入金日の翌日以後、可能な限り迅速に、横浜市へ入金するものとする。
- (3) 収納代行業者は、入金予定のデータを集計し、横浜市への入金日の1営業日前に提供するか、又は、事前に横浜市が入金データの集計を行うツールを作成するために必要な情報提供等のサポートをすること。
- (4) 収納代行業者から横浜市への入金にかかる日数の目安は、コンビニ側における確報締め日翌日を起算として、おおむね5営業日から9営業日とする。

確報データ配信及び収納金入金のフロー（コンビニの場合）



コンビニ・事業者別基本スケジュール及び作業計画書の提出

- ・収納代行業者は、収納事務の実施にあたり、各コンビニ及び事業者の「基本スケジュール」及び「作業計画書」を作成して、横浜市に提出すること。

速報データスケジュール	確報データスケジュール	コンビニから収納代行業者への入金予定日
店頭収納日翌日	確報締め日の翌日から 4営業日後まで	確報締め日の翌日から5営業日後まで

確報締め日とは、該当月の「5、10、15、20、25、末日」を指す。

上記のスケジュールは各コンビニ・事業者が定義する基本ルールをもとに作成しているため、目安とする。

実際のスケジュールは各コンビニから収納代行業者へ前月までに提示されるスケジュール表により確定されるものとする。

また、データ配信日等について調整が必要な場合は、契約締結後に確定させるものとする。

作業計画書（次のような様式により作成後、別途提出）

2020年〇月度 データ配信スケジュール及び収納金入金スケジュール

2020年(令和〇年)〇月 店頭収納日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
入金確認表作成処理																															
セブンイレブン	確定データ配信日																														
	入金予定日																														
ローソン	確定データ配信日																														
	入金予定日																														
ミニストップ	確定データ配信日																														
	入金予定日																														
ファミリーマート	確定データ配信日																														
	入金予定日																														
ポプラ スリーエイト 生活彩家 くらしハウス	確定データ配信日																														
	入金予定日																														

なお、「コンビニ収納日」は各コンビニ側の処理により前後する可能性があり、あくまでも目安である点を横浜市・収納代行業者双方了承であるものとする。

横浜市へ収納金の払込み

- (1) 収納代行業者はコンビニ及び事業者から入金された収納金を取りまとめ、横浜市への入金日毎に締切り、横浜市指定の口座（横浜銀行別段預金）に入金する。
- (2) 入金日はコンビニ及び事業者からの収納金の入金日以後、もっとも迅速に入金できる銀行営業日とする。
- (3) 収納代行業者が横浜市へ入金すべき対象は、入金日の1営業日前までにコンビニ及び事業者から収納代行業者へ入金された収納金とする。
- (4) 収納代行業者が横浜市に入金する際には、入金に先立ち、入金日毎の合計件数及び金額を横浜市へ通知すること。通知は書面をもって行うこととし、その様式は定めないが、右に示す例に沿った様式とすること。
- (5) 入金回数は、月6回以上とすること。

コンビニ収納サービス ご入金の案内

横浜市 こども青少年局
保育・教育認定課課 御中

整理番号：XXXXXXXXXXXX

前回ご入金日以降、20XX年○月○日までのコンビニ収納サービスのご入金額は、下記内容となりましたのでご案内申し上げます。

1 ご入金日 20xx年○月○日

2 ご入金合計 XXXXXXXX 件 XXX,XXX,XXX円

ご入金先
横浜銀行本店

20xx年○月○日
横浜市○○区○○町○丁目○番地
株式会社 ○○○○○○○
TEL : XXX-XXX-XXXX
FAX : XXX-XXX-XXXX

入金時の注意事項

各種データ受入側となる福祉保健システムでは、収納代行業者から送信される確報データを元に、入金額に符合する個別データの整理を行う。収納代行業者が確報データを作成する場合は以下の点を遵守するものとする。

- ・「確報データ：支払予定日（8桁）」が同一であるデータは必ず同一の入金日に払い込むこと。
- ・同一の入金日に、「確報データ：支払予定日（8桁）」が異なる日の入金を混在させないこと。

手数料の請求

- ・毎月月初に前月収納取扱件数に応じて横浜市に請求すべき手数料計算を行い、「横浜市契約事務受任者」あて請求書を作成し、郵送する。
 - ・手数料請求対象となるデータは、確報配信日が前月の1日～月末日までのものとする。
- ただし、確報データの取り消しがあった場合は、当該確報データは請求対象から除外する。

確報取消等の取扱い

- ・コンビニ又はスマホ決済で収納した保育料等が公金化された後、すでに横浜市へ到達している確報データを取り消すような事態が発生した場合、収納代行業者は横浜市に対し、文書によりすみやかに連絡するものとする。
- ・当該確報取消に関わるコンビニ本部又は事業者との連絡及び必要な事務処理については、収納代行業者が責任をもって行うものとする。
- ・横浜福祉保健システムにおける確報データの取消処理については、原則として横浜市が実施する。
- ・コンビニ又は事業者に問い合わせがあった場合、収納代行業者を通じて横浜市へ連絡することとする。

(ケース 1) バーコードの金額欄の読み間違い

納付金額が超過の場合 : 過誤収納分を横浜市から納付者に還付する

納付金額が不足の場合 : 対応は随時協議するものとする

(ケース 2) バーコードの金額以外の部分の読み間違い

対応は随時協議するものとする

(ケース 3) コンビニ店頭でのオペレーションミスにより確報データと実際の領収に不一致が認められた場合

※スキャンした収納表と異なる収納表へ領収印を押下してしまった場合など。

対応は随時協議するものとする

サービスマークの取扱い

- ・横浜市が印刷物等へコンビニやスマホ決済のサービスマークを使用する際は、コンビニや事業者による事前の使用許諾を得ることとする。
- ・サービスマークの使用はあらかじめ許可を得た印刷物等への使用に限定する。
- ・サービスマークの掲載部分はコンビニによる最終原稿のチェックおよび了承を得ることが必要になる場合があることに配慮する。
- ・コンビニより提供された清刷りの管理は適正に行い、目的終了後は返却することとする。

苦情・トラブル等の取扱い

- ・コンビニ取扱店において発生した苦情・トラブル等についての連絡及び必要な事務処理については、収納代行業者が責任をもって行うものとする。また、苦情・トラブル等の発生後は、収納代行業者は横浜市に対し速やかに連絡するものとする。
 - ・コンビニ取扱店、営業本部が横浜市へ問い合わせをする必要がある場合、原則として収納代行業者を通じて行うものとする。
(直接コンビニ店舗から横浜市への連絡はしないこととする。)
- なお、対応については隨時協議するものとする。

収納代行業者連絡先

●通常時連絡先

- ・システム障害による緊急連絡（横浜市側端末の障害を含む。例：接続ができない等）
- ・事故発生時の緊急連絡（入金額が不一致である等）

業者名

電話番号：

担当 :

受付時間：

※担当者が障害の原因を切り分け、対応方法を連絡することとする。

なお、担当者が横浜市へ急行する必要がある場合は、担当者が対応する。

●緊急時連絡先

- ・原則として通常時連絡先の受付時間外の対応とする。ただし、横浜市側連絡ルール等についてはあらかじめ決めておくものとする。

業者名

電話番号：

●システム所在地

横浜市連絡先

●通常時連絡先（緊急時連絡先）

横浜市こども青少年局

保育・教育認定課

電話番号： 045-671-0259

担当 : 坂入・田中・坂場

受付時間： 8：45～17：15

データ伝送および端末

データ伝送仕様

1. 伝送データ配信内容

・速報

(1) 各コンビニ及びアプリで収納されたデータを収納代行業者がとりまとめて翌営業日 16：00 に配信する。

※コンビニ及び事業者により、速報締め時間が異なる。

(2) 各店舗においてスキャン漏れなどがあった場合、速報が確報と同日配信となるケースもあり得る。

この場合、収納時刻は ALL ゼロ又は推定時刻となる場合があることを許容するものとする。

・確報

(1) 各コンビニ本部及び事業者が入金確定分として収納代行業者へ送付するデータを、当日 16：00 までに収納代行業者が取りまとめて配信するものとする。

・速報取消

(1) 各コンビニ本部にて速報取消されたデータを収納代行業者がとりまとめて翌営業日 16：00 に配信する。

(2) 速報と同日に配信される場合がある。ダブルスキャンの取消データも含まれる。

2. 収納データの受渡方法

- ・収納代行業者は当日に各コンビニ及び事業者から受領した収納データを取りまとめて、当日 16 時までに横浜市宛配信データを作成する。
- ・収納データの配信については、原則全銀手順により行うものとし、横浜市からの起動により実施するものとする。
それ以外の方式については横浜市と協議の上決定すること。
- ・収納データは収納代行業者の 1 営業日あたり 1 ファイルとし、データ転送により横浜市開庁日に配信を行う。

- ・データ転送は、9時以降18時まで可能とする。
- ・転送データ容量が大きく、オンライン転送が困難である場合は、CD-RW等による媒体による受け渡しを協議の上採用する。
- ・受信漏れ等による未受信データは、翌営業日に翌日分と併せて配信するものとする。
- ・障害復旧の目処がたたない場合は、別途協議とする。(例 CD-RW等の媒体による受渡し)

3. 换算事項

(1) データ受信日

- ・原則、横浜市開庁日とする。
- ・年末年始など特別な運用が必要となる場合は、前月20日までに相談するものとする。

(2) データ受信時の考慮点

- ・数回のリトライを考慮するものとする。

(3) 確報後の取消について

- ・伝送データは作成しないものとし、文書による事務手続きとする。

(4) ダブリデータについて

- ・払込票の再発行の際に同じバーコードで発行した、又は、別顧客に対して同じバーコードの払込票が発行された場合などに発生する可能性がある。
同日に同一バーコードの払込票が支払われた場合、うち1件分の速報は遅れて配信されることがある。

(5) 障害時の対応

- ・データ受渡の障害が発生し、障害復旧の目処がたたない場合は、別途協議とする。

(6) データの保存期間

- ・収納代行業者は速報データ、確報データ及び速報取消データを磁気媒体により、作成日から原則6年間保存する。
- ・収納代行業者は、データ、書類等の保存期間が終了した時は、切断、溶解、消磁等の確実な手段により廃棄処分するものとする。
- ・廃棄処分の際には、横浜市に事前に承認をうけるものとする。

収納内容の報告・対応（通常時と障害時）

- ・障害（災害発生・システムの障害）発生の場合も代替手段（郵便、直接受渡しなど）によって対応するものとする。

		受け渡し	通常運用時	障害時
1	速報データ	平日 16：00～18：00	データ配信	CD-RW 等の媒体の受け渡し
2	確報データ	平日 16：00～18：00	データ配信	CD-RW 等の媒体の受け渡し
3	速報取消データ	平日 16：00～18：00	データ配信	CD-RW 等の媒体の受け渡し
4	入金確認表	入金日の1営業日前	データ配信	CD-RW 等の媒体の受け渡し
5	手数料請求書	月初	郵送	—
6	確報の取消	発生ごと	文書による受け渡し（郵送、FAX など） ※業務の発生はイレギュラー	—

接続端末、接続プログラム、データ変換ソフト 概要

- ・横浜市に設置する専用接続端末（P C）は横浜市が用意するものとする。
- ・横浜市と収納代行業者センターを接続するデータ伝送回線は横浜市が用意するものとし、セキュリティが担保されたデータの收受とする。
回線の種類は、契約締結後に協議の上決定する。
- ・接続端末上で稼動する通信プログラムは収納代行業者が用意するものとする。
- ・接続端末とデータ伝送回線を接続するターミナルアダプタは横浜市が用意するものとする。
- ・通信プログラム及びターミナルアダプタの設定は横浜市が実施するものとする。
- ・収納代行業者は、設定に必要なサポート（問い合わせ対応等）を行うものとする。
- ・接続端末の使用方法については収納代行業者が「利用マニュアル」を横浜市へ提供するものとする。

提供データフォーマット

バーコード仕様

- ・バーコード体系は GS1-128 を使用するものとする。
- ・設定コードについて横浜市指定の方式に対応するものとする。

(9 1) MMMMM	C C C	E E E ~ E E E	S	Y Y M M D D	F	P P P P P P P	T	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
① (9 1)				2	識別子(固定)			
② MMMMM				6	(固定) メーカーコード			
③ CCC				3	自治体識別コード			
④ E E E ~ E E E				1 8	自由使用欄			
⑤ S				1	再発行区分			
⑥ Y Y M M D D				6	支払期限日(西暦下2桁+月+日)			
⑦ F				1	印紙フラグ			
⑧ P P P P P P P				6	支払金額(円単位)			
⑨ T				1	全体チェックデジット			
桁数合計				4 4				

- (1) 識別子
「9 1」と表示する
- (2) 自治体識別コード
自治体のコードです
- (3) 無使用欄
1 8 桁未満のときは 数字「0」を追加して 1 8 桁として表示する
- (4) 再発行区分
初回発行を「0」として 再発行回数を 1 桁の数字で表す
(0, 1, 2, 3 · · ·)
- (5) 支払期限日
支払期限を設定するときは「Y Y M M D D」で表示する
例 2 0 0 4 年 9 月 3 0 日のとき 「0 4 0 9 3 0」
支払期限を設定しないときは「9 9 9 9 9 9」
- (6) 印紙フラグ
支払金額に対し、収入印紙が必要か否かを数字 1 桁で表す 0 · · · 収入印紙 不要
保育料等は すべて「0」を表示する
- (7) 支払金額
1 円～3 0 0, 0 0 0 円までの金額を表示する
- (8) 全体チェックデジット
読み取りミスを防ぐための 1 桁の数値で ①から までの 4 3 桁の数値に対して J A N コードと同じ

データフォーマット

- ・流通コードセンター標準仕様に準拠するものとする。

a. ヘッダーレコード

	項目名	属性	桁数	内容
1	レコード区分	9	1	「1」
2	作成日付(西暦)	9	8	作成日のマシン日付
3	小売業企業コード	9	6	送信コンビニエンスストア等側の企業コード
4	相手先企業コード	9	6	受信側企業コード
5	余白	X	79	SPACE
合計			100	

b. データレコード

	項目名	属性	桁数	内容
1	レコード区分	9	1	「2」
2	データ識別	9	2	速報:「01」 確定:「02」 取消:「03」
3	収納日付	9	8	西暦YYYYMMDD
4	収納時間	9	4	時分HHMM
5	バーコード情報	9	44	バーコード情報を無編集でセット(AI、チェックテジットを含む)
6	収納店舗コード	9	7	余裕のある場合は前”0”
7	支払予定日	9	8	確定データのみセット 速報・取消:ALL”0”
8	経理処理日1	9	8	確定データのみセット 速報・取消:ALL”0”
9	経理処理日2	9	8	2種類の具体的な利用方法は双方で打合せて決定
10	余白	X	10	SPACE
合計			100	

c. トレーラーレコード

	項目名	属性	桁数	内容
1	レコード区分	9	1	「8」
2	速報件数合計	9	6	速報データの件数合計
3	速報金額合計	9	11	速報データの金額合計
4	確定件数合計	9	6	確定データの件数合計
5	確定金額合計	9	11	確定データの金額合計
6	取消件数合計	9	6	取消データの件数合計
7	取消金額合計	9	11	取消データの金額合計
8	余白	X	48	SPACE
合計		100		

d. エンドレコード

	項目名	属性	桁数	内容
1	データ区分	9	1	「9」
2	レコード総件数	9	11	ヘッダーレコードからエンドレコードまでの総件数
3	余白	X	88	SPACE
合計		100		

属性 9:数字

X:文字